

<p>三輪会長</p>	<p style="text-align: center;">－開会－</p> <p>それでは、協議事項『三田市の都市計画に関する基本的な方針（三田市都市計画マスタープラン）素案』ですが、本案件は、事務局より「序章から2章まで」、つぎに「3章」の概要、最後に「資料2 土地利用計画図変更案」について説明いただいたのち、それぞれで質疑応答のお時間を設けていく形で議事を進めていきたいと思いをします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>それでは、協議事項「三田市の都市計画に関する基本的な方針（通称：三田市都市計画マスタープラン）の素案について説明いたします。都市政策課の中東と申します。</p> <p>資料は、お手元にあります、右上に「資料1」と「当日資料①」書かれたものになります。説明は、パワーポイントを用いて行います。パワーポイントの右上に資料のページ番号を記載しておりますので、適宜ご参照ください。</p> <p>三輪会長の話にもありましたように、まずは、序章から2章についての説明をさせていただきます。</p> <p>まず、はじめに都市計画マスタープランの素案の構成についてご説明させていただきます。3ページにも記載はありますが、序章と1章から3章で構成しております。</p> <p>「序章 都市計画マスタープランについて」は、本計画の位置づけや上位計画の概要、改定の背景、対象区域、計画期間などを示しております。「1章 本市の特性と課題」では、本市の特性や人口動態などの現状から、まちづくりで重視する課題を整理しております。「2章 まちづくりの方針」では、本市の現状や課題を踏まえて、将来の目指すべき都市構造やまちづくりの方針を示しています。「3章 まちづくりの実現方策」では、都市計画の基本的な方針による都市の将来像を実現するため、個別の方策を示しています。</p> <p>序章の内容につきましては、第1回、第2回審議会において、説明してきた内容と重複するため、本日は説明を割愛させていただきますが、8ページの「持続可能な開発目標（SDGs）への貢献」についてのみ、補足で説明させていただきます。</p> <p>資料の8ページをご覧ください。国際的な目標として策定された「持続可能な開発目標（SDGs）」に対応した持続可能なまちづくりの推進など、都市計画に求められる要素も変化しています。「誰ひとり取り残さない」「持続可能」「パートナーシップ」というSDGsが目指す理念は、都市計画によるまちづくりの理念に通ずるため、都市計画によるまちづくりを進める視点として、本計画と関わりの深い8つのSDGsが目指す目標を考慮しつつ、快適に暮らせる持続可能なまちづくりを目指すものとします。</p> <p>次に、「1章 本市の特性と課題」について説明させていただきます。11ページから13ページにつきましては、本市の特性（位置、地勢、沿革および都市計画の変遷）についての内容となっており、本日は説明を割愛させていただきますので、お時間のあるときにご確認いただきますようお願いいたします。</p>

それでは、本市における「まちづくりで重視すべき課題」として、7つのまちづくりで重視すべき課題を掲げております。14ページからご覧ください。

1つ目として、「人口減少と少子高齢化への対応」です。資料では、14、15ページとなります。区分別人口・高齢化率のグラフから分かるように、老年人口の割合は増える一方、年少人口や生産年齢人口の割合は減ることが予想されていることから、まちの活力低下やコミュニティの維持ができなくなることが懸念されます。また、地区別高齢化率の推移のグラフからは、20年後には市内全体で高齢化が進行することが予想されており、農村地域においては50%を超え、ウッドタウンやフラワータウンにおいても30%を超えることが予想されています。ニュータウンでは急激な高齢化が懸念されるとともに、農村地域では人口減少、少子高齢化が進展しており、地域活力の維持が課題となっています。このことから、若い世代の定住促進、住宅ストックの循環、持続可能な生活圏の確保、そして、地域ごとの特性・動向への配慮が求められます。

2つ目として、「都市基盤の整備」が挙げられます。資料では、16ページになります。三田駅前においては、市街地再開発事業による都市機能と居住機能の整備が進められているため、周辺の区画街路など公共施設との一体的な整備が求められます。JR新三田駅周辺においては、「第5次三田市総合計画」で、公共交通網による交通結節点としての機能を活かすため、新たに都市核に位置づけられました。このことから新三田駅周辺では、交通結節点に相応しい商業・業務機能や都市型住宅等が整備されることで、本市の新たな都市拠点となることが期待されています。また、北摂三田テクノパーク等の工場適地は、広域アクセス性に優れており、企業誘致を促進する立地環境を整えることで、多種多様な企業の進出により、地域経済を牽引する産業集積地へと発展してきました。このことから産業構造の革新的な変化等を見据え、本市の企業進出の適地としての強みを活かし、新たな産業拠点の整備促進が求められます。

3つ目として、「既存ストックの活用」が挙げられます。資料では、17ページになります。人口・世帯数の推移、インフラの整備状況のグラフから分かるように、本市の人口は、昭和60年から平成7年にかけて人口が急激に増加しており、それを背景に多くの公共施設や都市基盤が整備されてきました。しかし、現在では、人口減少、少子高齢化により人々の意識や生活様式、ニーズは多様化しており、市民が求める施設の機能やあり方の変化に対応していくことが必要となります。このことから、既存ストックの有効活用、そして、インフラ等の適切な維持管理の推進が求められます。

4つ目として、「公共交通ネットワークの構築」が挙げられます。資料では、18ページになります。本市の公共交通は、鉄道においてはJR福知山線と神戸電鉄三田線・公園都市線、路線バスでは神姫バスと阪急バスが担っており、市民の通勤、通学及び日常生活において、大変重要な役割を果たしています。しかしながら人口増加の高止まりや高齢化の進展などから、乗車人数のグラフから分かるように、近年では乗車人数は横ばいで推移しており、新型コロナウイルス感染症の流行後は、接触機会の減少や働き方の変化等から、急激に乗車人数が減少しています。このことから、市民ニーズに合った

公共交通体系の見直しや新たな移動手段の確保が求められます。

5つ目として、「環境と共生するまちづくり」が挙げられます。資料では、19ページになります。本市は豊かな水源によって里山だけではなく、市街地においても豊かな自然環境を形成しています。また本市は、令和3年6月に脱炭素社会に向けて、2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むこと（ゼロカーボンシティへの挑戦）を表明しており、自然環境の保全や公共交通・自転車の利用促進など、環境面からも持続可能性の確保が求められています。このようなことから、多世代が快適に暮らせる生活環境の確保や低炭素・循環型社会の実現が求められています。

6つ目として、「災害に強いまちづくり」が挙げられます。資料では、20、21ページになります。「ハザードマップさんだ」によると、河川の流域周辺では洪水浸水が想定されており、農村地域においては、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定され、地すべりや土石流等の土砂災害の発生が想定されています。近年、激甚化の傾向にある水害等の災害への対応は喫緊の課題であり、甚大な被害をもたらした東日本大震災以降、市民の防災意識はさらに高まっています。特に豪雨災害が頻発していることから、平時から、基盤整備などのハード対策と防災情報伝達体制の強化などのソフト対策への積極的な取り組みがこれまで以上に重要になっています。また、減災の考えに基づき、自助・共助・公助による地域の防災力の向上に取り組む必要があります。このことから、防災・減災への更なる取り組みが求められています。

最後、7つ目として、「多様な主体と共に創るまちづくり」が挙げられます。資料では、22ページになります。住民のニーズが多様化する中で、行政だけではなく、多様な主体が協働しまちづくりの担い手となり、持続可能な地域社会を形成するための計画の立案、施設の維持管理等、多方面での活動が重要となっています。このことから、多様な主体との連携や民間活用等の更なる取り組みが求められます。

次に、「2章 まちづくりの方針」について説明させていただきます。資料、25ページをご覧ください。目指すべき将来都市構造を示しています。

交通結節点である鉄道駅を中心として都市計画の役割を明確化し、都市機能の集積を図るとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、高速道路の輸送能力を活かした産業拠点の創出、農村地域では地域活力を維持する土地利用の推進、さらには災害に強いまちづくりや持続可能な開発目標（SDGs）への貢献に寄与することのできる都市形態を構築することを目指します。この考え方を図化したのが、資料の右側の図となります。また、市街地部分を黄色やオレンジで着色しておりますが、これは、市街地の密度でございまして、駅徒歩圏は高度利用を進め、駅から遠いところについては低密度に調整していく考えを示しているものです。

この目指すべき将来都市構造の実現に向けて、本市の現状や社会潮流、課題等を踏まえ、都市計画に関する基本的な方針を6つ設定し、持続可能なまちづくりを展開することとします。

	<p>まず、1つ目として、「居住・都市機能の集約化による持続可能な都市の形成」です。資料では、26ページになります。これは、駅周辺への生活サービス機能や住宅機能の集積、駅周辺における建物の高度利用を促進していこうとするものです。</p> <p>次に、2つ目として、「新たな産業を創出する活力ある都市の形成」です。これは、本市の立地を活かし、新たな産業用地を創出し、企業の立地を促進すること、また、豊かな自然環境などの地域資源を活かし、様々な産業分野の成長促進と新産業の創出を図ろうとするものです。</p> <p>次に、3つ目として、「農村地域の活力と魅力を育むまちづくりの実現」です。これは、市街化調整区域において、更なる開発許可制度の弾力的運用により、地域活力を維持し、自然豊かな里山でゆとりある暮らしの実現を図ろうとするものです。</p> <p>次に、4つ目として、「誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成」です。資料では、27ページになります。これは、市内各地域から、生活サービス機能を集積した拠点エリアへのアクセスしやすいように地域交通ネットワークの形成、さらに、デジタル技術を活用した新たな移動手段の確保を図ろうとするものです。</p> <p>次に、5つ目として、「地域資源を活かした魅力あるまちづくりの実現」です。これは、本市の里山環境や歴史的景観の活用・保全による地域の魅力や価値の向上、また、公的資産の利活用による新たな事業機会の創出とまちの魅力づくりを図ろうとするものです。</p> <p>最後に、6つ目として、「安全・安心に暮らせる都市の形成」です。これは、近年の激甚化・頻発化している自然災害への対応として、市民や民間と協働した防災対策、意識啓発、また、減災となる土地利用の誘導をすることにより、安全で安心な都市の形成を図ろうとするものです。</p> <p>また、説明が前後してしまいますが、本日、当日資料として配布させていただきましたが、先に説明したまちづくりで重視すべき課題と都市計画に関する基本的な方針の関係性を示しております。1章において、7つのまちづくりで重視すべき課題を挙げ、2章におきまして、目指すべき将来都市構造を示したうえで、都市計画において取り組むべき内容として、6つの都市計画に関する基本的な方針を掲げたいと考えております。</p> <p>以上で、まずは序章から2章までの説明を終わりたいと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ただいまの序章から2章までの説明について、ご意見・ご質問があれば、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。また、オンラインで参加の委員は、挙手してミュートを解除したのち、お名前をおっしゃってから、ご発言をお願いします</p>
<p>細見委員</p>	<p>第1章と第2章の構成は十分理解しました。第2章の基本的な方針の中の4番目の誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成というところで1つ質問です。近年、デジタル技術という言葉がはびこっており、デジタル技術を活用すればすべて解決するような</p>

<p>三輪会長</p>	<p>錯覚に陥っているような気がします。三田市も広いので、交通の便が良くない地域から便利なところに移り住むといったことも発生しているかと思います。そういった課題に対して、ここに記載のあるデジタル技術を活用した新たな移動手段の確保というのは、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>事務局のほうで回答をお願いいたします。</p> <p>具体的な内容は基本的な方針の中に記載していなかったのですが、現在検討しているのは、令和4年4月に策定された第5次総合計画の交通の内容として新たな移動サービスの実現という項目があります（91ページ）。そのなかで、自動走行、低速モビリティ、電動自転車等のシェアリング、地域ニーズに対応する自動車、移動サービスを取り巻く新しいサービスの活用の推進とあるので、このような内容を反映できるように検討しています。</p> <p>また、予約乗合型のAIを活用した交通といった手段をこの実現方策の中での記載を検討しています。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
<p>細見委員</p>	<p>詳細は検討中とのことなので、この場で内容を掘り下げることはないかと思いますが、いずれにしても、自動運転などインフラを整えることに加え、利用者が安心して利用できるのかといった観点も取り入れてご検討いただきたいです。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>神吉委員</p>	<p>資料の26ページ、27ページに都市計画に関する基本的な方針の1番では駅前における建物の高度利用の促進、2番は企業の誘致の促進、3番は市街化調整区域の制限を弾力的に運用するといった内容が記載されています。</p> <p>これらは、人口減少に対応していく方針かと思いますが、これまでの人口増加時代を呼び戻そうとしているように感じます。どこの自治体でも、今、移住促進をしており、ひとの取り合いになってしまうので、なにか違う方針の検討もしたほうがいいのかと感じております。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ご感想ということですね。</p>
<p>神吉委員</p>	<p>そうです。今回のマスタープランに限ったことではなく、先を見据えて、今後、三田市がどういった方向性でやっていくのか議論が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。</p>

三輪会長	事務局のほうでご意見について、何かお考え等はございますか。
事務局（榎本）	<p>1番については、高度成長期を呼び戻すことを目的にしているような書き方になっていますが、真意としては、コンパクト・プラス・ネットワークの視点で記載しています。今後、記載方法についても検討していきます。</p> <p>2番については、三田市は交通網が整っていることや、市内のニュータウン、神戸市北区に隣接していることから豊富な労働力があることを活かして、新たな働き場を創出することは、人口減少や高齢化への対策になり、三田市ならではの都市計画になると考えています。</p> <p>次に、3番についてですが、地域活力の維持などの面から市街化調整区域における土地の運用についての課題が出てきており、弾力的に運用できるように記載しています。しかしながら、ご意見いただきましたように、人口減少や高齢化社会に対応することに加え、それらの課題と共にあるような都市計画の方針について検討する段階にきているかと思しますので、記載方法を十分検討したうえで、今後について検討したいと考えています。</p>
北原委員	1章の重視すべき課題の7番に「多様な主体と共に創るまちづくり」とあります。3章の実現方策には「共創によるまちづくりの推進」とありますが、2章の方針に記載されていません。2章でこの内容を除いた理由などを確認したいです。
三輪会長	事務局どうぞ。
事務局（榎本）	<p>重視すべき課題の7番の「多様な主体と共に創るまちづくり」については、令和4年4月に策定された第5次総合計画にパートナーシップで取り組む未来のまちづくりと記載があり、その内容を盛り込むべく、課題に記載しています。</p> <p>2章の基本的な方針には、個別具体の方針を示しており、3章に具体的な実現方策を記載しています。共創によるまちづくりの推進はすべての項目に共通する方策と考え、3章に記載しています。</p> <p>「多様な主体と共に創るまちづくり」について、事務局としては2章の基本方針に入れる内容ではないと判断しましたが、ご意見ございましたら2章での記載も検討したいと考えています。</p>
事務局（中東）	本日お配りした当日資料をご覧ください。左に重視すべき課題を記載し、右に記載している基本的な方針にどのようにつながるかを示しています。北原委員のおっしゃった1章に記載している重視すべき課題の7番「多様な主体と共に創るまちづくり」は、2章の都市計画に関する基本的な方針の5番「地域資源を活かした魅力あるまちづくりの実

	<p>現」と6番「安全・安心に暮らせる都市の形成」に深く関係すると考えています。例えば、5番「地域資源を活かした魅力あるまちづくりの実現」については、2つめの公的資産の利活用による新たな事業機会の創出については、民間活力の導入を意識して記載しています。また6番「安全・安心に暮らせる都市の形成」においては、市民や民間企業と協働の防災対策、またその意識啓発などが必要であると記載しています。なので、個別具体的に記載はしていませんが、2章の基本的な方針にも内容を盛り込んでいるつもりです。</p>
北原委員	<p>それで理解はできないことはありませんが、課題が先に出てきて、次に方策、また実現方策という流れになっています。考えておられるかと思いますが、バランスがどうなのかと思いましたが、その点、指摘させていただいて、確認させていただきましたので、それで結構でございます。</p>
三輪会長	<p>どうもありがとうございます。ほかに何かございますか。</p>
美藤委員	<p>7ページの上から4行目に「平成25(2013)年をピークとして人口が減少に転じており、」と記載されていますが、人口のピークは2011年(平成23年)だったと私は記憶しているので、確認をお願いします。</p> <p>2点目に、25ページの地図の中で、つつじが丘や友が丘は人口密度が比較的高く黄色で着色されていますが、生活拠点として緑色の円では囲われていないのですが、この理由について教えていただきたいです。</p>
三輪会長	<p>まず、人口の件ですが、今お答えすぐに頂けるようでしたらお答えいただき、確認が必要ということであれば、改めて確認をお願いします。</p>
事務局(榎本)	<p>第5次総合計画でそのような表記になっておりますが、改めて市のほうでデータを確認して、必要であれば資料を修正します。</p>
三輪会長	<p>将来都市構造の図へのご意見についてはいかがですか。</p>
事務局(榎本)	<p>資料25ページの将来都市構造の図は、第5次総合計画で規定された都市核を示しており、それを核にまちづくりを進めるために、視覚的にわかりやすくするために、都市核、生活拠点、また産業集積区域がわかりやすくなるように図面に落とし込んでいます。</p> <p>今後、都市拠点を意識したまちづくりを進めるためにも、図に情報を落としているのですが、密度の表記がわかりにくいということで、わかりやすい記載についても一度検討します。</p>

<p>美藤委員</p>	<p>一番言いたかったのは、つつじが丘や友が丘が生活拠点から外されています。特につつじが丘では、ガーデンタウンの5G構想など進めているところです。これらの地域は、まだまだ可能性を含んでいるのに、生活拠点に指定されていないことに、疑問を覚えます。なので、その辺りも含めて検討いただけたらと思います。よろしく願います。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>その辺、ご確認、ご検討をよろしく願います。ほかの議題もありますので、時間の関係上、また元に戻ることも含めて、次に移らせていただきたいと思います。 それでは、次に第3章についてご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>それでは、先ほどの内容に引き続いて、3章について説明いたします。資料は、お手元にあります、右上に「資料1」と書かれた30ページになります。本来であれば、本日、3章の構成についてもお示しできればよかったのですが、現在、作成中のため、3章については、記載予定の項目の概要について説明させていただきます。また、改定案におきましては、現行の都市計画マスタープランを基本として見直しを考えており、現行都市計画マスタープランから追加・変更のある内容を抜粋して、列記させていただいております。</p> <p>それでは、まちづくりの実現方策の概要について説明をさせていただきます。改定案におきましては、先ほど説明した6つの基本方針に沿って、将来の都市のかたちを実現していくために、10の実現方策を提示しております。資料の実現方策の下に列記している内容が関連する基本方針となりますので、適宜参考にしていただければと思います。</p> <p>1つ目の実現方策が「都市拠点区域の形成」です。第5次総合計画において、三田駅、フラワータウン駅、南ウッディタウン駅、ウッディタウン中央駅周辺、新三田駅周辺については、それぞれ都市機能などを集積する中心都市核、都市核として位置づけられています。都市計画マスタープランの改定案においてもこの位置づけを踏まえ、これらの地区を都市拠点区域と位置づけ、都市機能を集積していく方針です。また、持続可能なニュータウンの再生に向け、生活利便施設の適切な立地誘導や既存ストックの有効活用等、住民ニーズや社会経済情勢等に対応したまちの魅力向上に取り組むため、フラワータウンでは、「フラワータウンリボーンプロジェクト」を推進し、持続可能なまちの再生モデル事業として先進的に取り組むこととします。</p> <p>2つ目の実現方策が「生活拠点区域の形成」です。この実現方策は、先ほどの都市拠点区域まで行かなくても、生活に身近な医療や福祉、商業などの生活支援サービスが日常生活圏で適切に提供される環境を実現するため、生活支援拠点を配置するものです。広野駅、相野駅とカルチャータウンのセンター地区については、交通アクセスが確保されており、鉄道駅利用者や周辺住民等（教育機関関係者）による利用が見込めることか</p>



ら、あらかじめ「生活支援拠点」と位置づけ、生活支援機能等を集積していく方針です。また、広野駅及び相野駅では、土地区画整理事業等による都市基盤の整備と計画的な土地利用の誘導を図る方針とします。

3つ目の実現方策が「産業拠点区域の形成」です。第5次総合計画において、地域経済を牽引する新たな産業集積地の創出が掲げられており、都市近郊の立地、高速道路網の結節点、三田駅周辺の豊富な労働力、地震災害に強い環境等、企業進出の強みがあります。都市計画マスタープランの改定案においてもこの内容を踏まえ、市内の主要な工業団地を産業拠点区域に位置付けていく方針です。併せて、ポストコロナ、産業構造の革新的な変化等を見据え、先端技術を活用した企業の集積拠点となる適地の検討を進めます。また、産業分野の成長促進と新産業創出を図るため、産官学連携やスマート農業を促進する方針といたします。

4つ目の実現方策が「市街地密度の誘導」です。こちらのについては、現行都市計画マスタープランを踏襲した内容を検討しており、鉄道駅からの距離に応じて、建物の誘導容積率を設定し、高度利用を図ることで生活支援機能を集約し、生活利便性の向上を図る方針です。改定案におきましては、新三田駅周辺を都市拠点区域に位置づけることを受け、誘導容積率の見直しを行う予定としております。また、長期未着手の市街地開発事業についても、事業区域や手法等の見直し、または廃止の検討を進めます。

5つ目の実現方策が「農村地域の土地利用の弾力化」です。これは、地域活力とコミュニティの維持に向け、市街化調整区域の機能・役割を踏まえつつ、移住・定住を促進する更なる土地利用規制の緩和を図る方針とします。また、公共施設の跡地や公民館の空きスペースなどについて、地域の活力向上につながる活用方法の検討も進めます。

6つ目の実現方策が「安全・安心なまちづくりの推進」です。これは、近年の激甚化・頻発化する災害に備え、市街地の耐震及び不燃化、洪水や土砂災害等の危険区域における開発抑制、民間事業者等との協働等、ハード・ソフトの両面から総合的に都市防災力を図り、安全・安心なまちづくりの推進のため、民間事業者による開発行為や建築行為などを通じて地域防災力の向上、災害ハザードエリアにおける開発抑制や災害リスクの低いエリアへの立地誘導、自助・共助・公助による防災・減災の取り組みにより、地域防災力の向上を図る方針とします。

7つ目の実現方策が「公共交通の充実」です。人口構造や生活様式の変化に伴う市民ニーズを把握し、新たな公共交通を導入することで持続可能な公共交通を維持していくとともに市民にとって利用しやすい公共交通環境を形成するため、デジタル技術を活用した持続可能な利用しやすい公共交通サービスの提供、市民ニーズを把握し、合理的なバス路線網の構築、鉄道駅と路線バスの交通結節機能の充実、環境負荷の低い公共交通の利用促進を図る方針とします。

8つ目の実現方策が「公共施設のマネジメント」です。まず、都市計画道路について、未整備区間の整備推進、また、長期未着手路線については、事業実現性を考慮した道路網を検討し、社会情勢の変化を的確に捉えつつ、選択と集中によって、事業をより効果

	<p>的、効率的に推進します。また、道路や橋梁など既存のインフラが、建設後長期間経過していることから、安全性を確保するため、施設の長寿命化をはじめとした老朽化対策や計画的な更新を進めると共に、民間事業や市民のまちづくりと連携した利活用など地域の魅力の向上に資する公共施設の有効活用を図るため、道路や橋梁、公園、公共施設等の都市施設の適切な維持更新、公共施設の統廃合・機能転換等の取り組み、道路や公園、公共施設について、地域や民間企業と連携することで、有効活用し、まちの活性化を図る方針とします。</p> <p>9つ目の実現方策が「地域資源の維持・保全」です。豊かな地域資源や市内に残る歴史的な建造物の保全や利活用を促進することで地域の魅力向上を図るため、三田らしい歴史的景観の維持保全、都市部における公園・緑地や生産緑地によって形成される自然的景観の維持、本市が策定している景観計画に基づき、市街地や農村地域における良好なまちなみの保全を図る方針とします。また、空き家を移住・定住及びワーケーションや二地域居住による交流の促進の受け皿として有効活用することを促進することとします。</p> <p>最後に、10個目の実現方策が「共創によるまちづくりの推進」です。本計画で示したまちづくりの将来像を実現していくために、市民、事業者、市民活動団体など、多様な主体の連携・協働を欠かすことができません。また、行政による事業の実施だけでなく、市民や事業者等の様々な主体が、まちづくりの担い手としての意識を持ちながら、各主体が将来像を共有し、適切な役割分担のもと取り組んでいくために、市民・事業者・行政が連携し、まちづくりの将来目標の実現に向けて取り組むこと、土地所有者や住民が主体となった地区まちづくりの支援、さまざまなまちづくりの課題について、ICT・IoT等のデジタル技術を活用し、「さんだ里山スマートシティ構想」の取り組みを通じて、市民生活の利便性や地域の活力の向上を図る方針としたいと考えております。</p> <p>以上で、今回の改定案の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいま、3章のご説明を受け、これについて、また序章以降、全体を通じてでも結構ですので、ご意見、ご質問があれば、名前をおっしゃってからご発言いただきたいと思います。オンラインでご参加の委員は、ミュートを解除した後、お名前をおっしゃってからご発言お願いいたします。</p>
<p>松原委員</p>	<p>「住居、都市機能の集約化」という言葉が使われていますが、今の社会の流れにも集約化は合致しているのでしょうか。集約化から次の段階に移行しているように感じのですが、そのあたりの社会の流れについて、事務局か先生方に教えていただきたいです。</p> <p>また、実現方策の4番「市街地密度の誘導」に、「長期未着手の市街地開発事業について、事業区域や手法等の見直し、または廃止を検討する」とありますが今までに廃止</p>

<p>三輪会長</p>	<p>の実績があるのか、また廃止の検討は画期的なことなのか事務局に伺いたいです。</p> <p>次に実現方策の8番「公共施設のマネジメント」に、都市計画道路の未整備区間の整備推進、長期未着手路線の見直しを図る、とありますが、具体的な見直し時期が決まっていたら教えていただきたいです。</p>
<p>事務局（榎本）</p>	<p>都市計画にもやはり廃りがあり、集約化という文言は今でも有効なのかというご質問でしたが、事務局でお答えいただけるならお願いできますか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>国や都市計画の動きとしては、集約化は現在の社会の流れからしても求められているものと認識しています。しかしながら、各市町村や地域によって、地域性や成り立ちは違ってきており、集約化の実現は、現段階でまだまだ課題が多いと感じています。なので、市としては国の動きに合わせるだけでなく、住民の意見を尊重することも求められていると感じます。そうしたことから、集約化の考え方に一部反しはしますが、市街化調整区域の弾力的な運用が求められていると考えています。</p> <p>次に、長期未着手の都市計画道路の廃止手続を行ったという前例はありません。</p>
<p>松原委員</p>	<p>ただいまの2点目のご質問について、廃止という言葉が画期的なのかどうかですが、現行の都市計画マスタープランの19ページに記載している書き方を踏襲して実現方策に記載しています。</p> <p>この内容については、対中町地区において平成初期に対中町土地区画整理事業が都市計画決定したものの、合意形成が得られず、事業決定がなされていません。現在、当該地区において、地域住民が地区計画によるまちづくりを検討しているところです。地区計画を策定し、まちづくりを進めるとなれば、対中町土地区画整理事業の廃止を検討する考えがありますので、そのような記載としています。</p> <p>3点目の長期未着手の道路について、具体的な時期については未定ですが、社会情勢を踏まえて、今後検討が必要になると考えています。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>都市計画道路が未着手の状態であれば、民間としても投資しにくい状況にあると思いますので、ぜひ一緒に考えていけたらと思います。</p> <p>先生方に教えていただきたいのですが、今後も都市機能を集約化していくという社会の流れは継続するのでしょうか。</p> <p>1つだけ、市民病院が今度変わるとは思いますけど、駅前に市民病院ができるように錯覚するので、その点だけ配慮いただいたほうが良いような気はします。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>集約化についてですが、たしかにコンパクトシティーの考え方が都市計画に盛り込まれだして久しいです。成長期における拡大主義から時代が変わり、人口減少やエネルギーの効率的な配分の課題に対応するためにコンパクトなまちづくりを目的にしていま</p>

	<p>すが、これらの問題は解決には至っておらず、都市計画の大きな課題であることには変わりないと考えています。また、上位計画である県のマスタープランにおいても、現段階では、集約化してそれをネットワーク化するという形の考え方をしています。今回の都市計画マスタープランの改定でも、県のマスタープランに即しているため、集約という文言がでてくるのは必然ではないかと考えています。</p> <p>また、市街化調整区域の規制を緩和していく考え方も示されています。個人的な考えですが、明確な線引きをしたまちづくりよりも、今後は場面に応じて柔軟にまちづくりをすすめていくことが求められるのではないかと考えています。</p> <p>松原委員のご質問について、ほかの委員の方々、ご意見ございましたらお願いしたいです。</p>
<p>中田委員</p>	<p>人口減少が加速するのは避けがたく、今後まちを拡大していくのは困難かと思えます。しかしながら、人口減少の進み方は地域によって差があると思えます。三田市内においても、地域によっては人口減少の進み方がゆるやかな地区もあるかと思えます。地域の努力で、数は多くなくても移住が促進されている地域もあるかと思えます。つまり、すべての農村部で地域活力を維持するのは難しくても、一部の農村部では努力次第で人口減少を食い止められる可能性もあるのではないのでしょうか。なので、市街化調整区域内の農村部においても、一律に田舎だから荒廃していく、というのではなく、弾力性も必要と考えています。</p> <p>また、乗降客数の多い、新三田駅の周辺をコンパクトシティーの中心にするのが合理的であると考えていますが、この辺りが田畑ばかりというのは不自然に感じる方も多いのではないかと思います。なので、この辺りについては、弾力的に市街化していくのがいいのではないかとというのが私の感想です。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ありがとうございます。今回の都市計画マスタープランも、地元のご意見を反映した部分があるかと思えます。新三田駅の問題については、事務局から何かございますか。</p>
<p>事務局（榎本）</p>	<p>新三田駅周辺の福島土地区画整理事業自体が完了したので、今後、今年度を実施する都市計画審議会において、土地利用についてご審議いただく予定です。エリアの拡大については、地権者の方や関係者の方のご意向もありますので、なかなか難しいかもしれませんが、実情に沿う都市計画にしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ほかになにかございますか。</p>
<p>清水委員</p>	<p>3章を拝見して、三田らしさが活かされていないように感じます。市街化調整区域の</p>

	<p>弾力的運用などは、近隣の市町村でも同じなので、自然の美しさや食などの三田の良さをもう少し盛り込めた方がいいのではないかと感じています。</p> <p>集約化の流れについては、三輪会長のおっしゃるように現段階では、いまなお、廃れていないと考えていますが、三田市において集約化が本当に必要なのかは検討する必要があるのではないのでしょうか。というのも、たとえば近隣でいうと宝塚との差別化をするためには、自然の身近さなどがあるかと思いますが、今の状態で集約化を進め、都市機能を充実させても、三田市での暮らしを具体的にイメージするのは難しいのではないのでしょうか。私も時代の流れからしてもある程度の集約化は必要と認識していますが、過度な建物の高度利用は、結局市内から人を駅前に集めることになり、ニュータウンで空き家が増えてしまうことにつながりかねないので、そのあたりも踏まえて検討するほうがいいのではないかと考えています。</p> <p>また、25ページの将来都市構造についてですが、病院機能や教育、買い物が大事なポイントになってくるかと思うので、地図には小学校や中学校、一定の規模以上の商業施設、一定の規模以上の病院の配置を示していくとわかりやすくなるのではないのでしょうか。関学のところも生活拠点になっていますが、他の場所にしたほうが市内の方は利用しやすいのではないかと感じます。この先10年を見据える必要があるので、そういった利用者の視点で、地図に落とし込むとより良くなるのではないのでしょうか。</p> <p>実現方策の8番「公共施設のマネジメント」に公共施設の統廃合・機能転換等の取り組みを進める、とありますが、これは市民の方や、三田市への転入を検討されているかたは、気になる内容になるかと思しますので、内容を出していけたらと思います。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>三田らしさを活かした記載をすることでほかの市町村と差別化を図ってみてはどうかといった意見や、将来都市構造図に小学校等の施設を落とし込んでどうかといった意見などがありました。他にもご意見をいただきましたが、事務局でなにかありますか。</p>
<p>事務局（榎本）</p>	<p>第5次総合計画において、基本目標を「ひと」×「まち」×「さと」が織りなす未来都市三田、としております。里山の農村地域らしさが三田らしさの一つと考えておりますが、それをまちづくりにどう反映していくのが課題になると思っています。なかなか都市計画の視点だけでは難しいところもありますが、頂いた意見を参考にしていきたいと思っています。</p> <p>また、将来都市構造図についても、もっと分かりやすいものにしていきたいと思しますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>今後、頂いたご意見を参考に、第3章を作成していきたいと思っておりますので、またご検討いただけたら幸いです。ほかになにかご意見等ございますか。</p>

北尾委員	<p>実現方策の6番「安全・安心なまちづくりの推進」の箇所なのですが、自然災害についての記載がありますが、警察としては、一般犯罪に対する防犯や、交通事故に対する交通安全なども盛り込めたら、より安全・安心なまちづくりにつながると思いますので、犯罪と交通安全の文言の追加をご検討いただきたいです。</p>
三輪会長	<p>交通安全や防犯の問題についてはいかがでしょうか。</p>
事務局（中東）	<p>ご意見いただきました防犯や交通安全も安全・安心なまちづくりに関係してくると思いますので、表現方法も含めて検討してまいりたいと思います。</p>
三輪会長	<p>よろしく願い致します。ほかになにかありますか。</p>
赤澤委員	<p>都市計画マスタープランにおいて、どこまで三田らしさの内容を盛り込めるかを考えていました。私としては、ニュータウンも豊かな農村地域も両方あることが三田の魅力のひとつと考えています。</p> <p>例えば、19ページの「5) 環境と共生するまちづくり」において「地域循環共生圏」の考え方を含めていてもいいのではないのでしょうか。地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。三田らしさという観点で考えたときに、2章の「(1) 目指すべき将来都市構造」の前に、都市は都市で、農村は農村で適正化し、全体でよりよい三田にしていく、といった都市構造の更新の内容を盛り込んではどうでしょうか。</p> <p>25ページの将来都市構造図は、今の時点では大きな都市計画を表す都市構造図だと認識していますが、北東部の農村地域にあまりにもなにもないように感じられます。なので、そうした地域でも規制緩和をしながら小さなまちづくりをしていくということを示して、都市と農村の共存・共栄を示すような書き方ができるとよいのではないのでしょうか。そして、あとは各地域の取り組みに委ねられたらいいのではないのでしょうか。</p>
三輪会長	<p>農村を含めた自然環境と、ニュータウンなどの市街地の部分が相互にネットワークをつなげるような考え方を第2章のはじめに盛り込んでどうかとのご提案がありました。事務局の方で検討いただきたいです。伊藤委員から補足があるとのことなので、伊藤委員、お願いします。</p>
伊藤委員	<p>今回、1章で市の課題が7つ挙げられ、それに基づいて2章で6つの基本的な方針が示され、3章で実現方策が示されています。課題と実現方策については整合性がとれているように思いますが、課題から方針については1章に記載されている課題の5番「環境と共生するまちづくり」と課題の7番「多様な主体と共に創るまちづくり」が2章の</p>

	<p>方針の中で、どれに組み込まれているのかわかりにくいです。</p> <p>赤澤委員のおっしゃるように、2章の構成項目を増やしてコンパクトシティーの内容を入れ込むのか、課題の5番と課題の7番を2章の中で言葉を入れて補ったほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、課題の5番「環境と共生するまちづくり」の内容で公共交通・自転車の利用促進や環境負荷の少ない低炭素・循環型社会といった文言がありますが、これらは、3章の実現方策には内容が含まれているけれど、2章の方針には内容が見受けられません。なので、たとえば、2章の実現方針の4番「誰もが移動しやすい交通ネットワークの形成」について、ここにデジタル技術の活用や環境負荷の少ない公共交通機関などの文言を追加して、「環境と共生するまちづくり」の内容を組み込んでみてはどうでしょうか。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>これまでの議論に対して具体的な案をいただきましたが、2章の章立てを変えることも含めて事務局でご検討いただきたいですが、事務局はなにかご意見ございますか。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>事務局としても三田らしさを大事にしたいと考えておりますので、25ページの目指すべき将来都市構造において、清水委員からご意見いただいたように医療や教育機関の記載をするかどうかも含めて、より分かりやすくなるように記載内容をもう一度検討していきます。</p> <p>また、北原委員からご指摘いただき、伊藤委員からご意見賜りまして、この場で具体案をお示しすることはできませんが、言葉の補足や方針の追加など、課題・方針・実現方策のつながりが分かりやすくして、次回以降でお示しできたらと思います。</p>
<p>三輪会長</p>	<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。たくさんご意見をいただきましたので、事務局のほうでご検討ください。</p> <p>それでは、次に、資料2の土地利用計画変更案について、事務局より説明いただきたいと思います。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>それでは、先ほどの内容に引き続いて、土地利用計画図の変更案について説明いたします。資料は、お手元にあります、右上に「資料2」と書かれたものになります。</p> <p>現行都市計画マスタープランの実現方策8において、弾力化の対象地域として、土地利用計画図を示し、一部の地域において、開発許可の弾力化を図ってまいりました。今回、地域住民による土地利用計画の変更申出や、災害の危険性のある区域などが見直されたことを受け、土地利用計画図の変更を行うものです。変更後の土地利用計画図は、先程説明した「実現方策5 農村地域の土地利用の弾力化」の付図とする予定でございます。</p> <p>それでは、土地利用計画図の変更内容について説明させていただきます。1ページを</p>

ご覧ください。こちらは、変更後の土地利用計画図をお示しております。この図面だけでは、現行の土地利用計画図からの変更内容が読み取れませんので、変更箇所につきましては、この後に説明させていただきます。

2ページをご覧ください。土地利用計画図の概略図となります。こちらの図面で、土地利用規制の緩和を行っている区域及び名称を確認することができます。

変更内容の説明に入る前に、現行都市計画マスタープランにおける集落区域・区域1の指定概要について、説明させていただきます。こちらの内容につきましては、資料としてお配りしておりませんので、前面及びお手元の画面をご確認ください。まず、土地利用計画図に位置付けのある「集落区域」と「区域1」ですが、「集落区域」はある程度建築物が集まって建っている土地の区域、「区域1」は集落区域のうち、災害危険性のある土地の範囲を除外した区域のことをいいます。一例として、図を表示しております。左から、まず、建築物が連たんして建っている区域を集落区域とし、次が、土砂災害危険区域などの災害危険性のある範囲を調査したものとなり、最後に、集落区域から災害の危険性のある区域を除外した土地の区域を区域1として指定しております。この抽出作業を市全域で行ったものが、現行の都市計画マスタープランで示しております土地利用計画図となります。

平成27年10月に区域を指定しており、集落区域は、108箇所で面積が約508.8ha、区域1が151箇所で面積が約327.7haとなっております。

それでは、土地利用計画の変更概要について説明させていただきます。まずは、集落区域についてです。資料の3ページをご覧ください。現在の土地利用計画における集落区域指定に係る基本的な考え方は、兵庫県が作成した手引きをもとに区域の指定基準を定め、市が区域の指定をしておりました。しかし、地域の特性の考慮も必要であることから、地域住民が主体となって手続きが進められる土地利用計画の変更申出の際は、地域の特性や実情に応じて、一定条件のもと、集落区域や条例指定区域を設定可能といたします。このたび、小野地区、末吉地区、末・北浦地区の地域住民より、土地利用計画の変更申出があり、資料にある住民提案の場合の集落区域指定に係る基本的な考え方の要件を満たしていることから、新たに3地区の集落区域を追加いたします。

次に、区域1の変更概要についてです。資料の4ページをご覧ください。先程、現行の都市計画マスタープランの概要において説明いたしましたが、区域1（条例指定区域）は、集落区域から災害危険性のある区域除いた範囲を指定しております。資料にも記載のあるとおり、平成27年10月の三田市都市計画法施行条例を施行以降、災害危険性のある区域の見直しが実施され、その内容に即すために、区域1の変更を行います。

また、②、③にあるように、集落地区計画の区域が新たに指定されたこと、区域1を含む農業区域で開発行為が実施されたことによる条例指定区域の変更も併せて行います。区域1については、変更箇所が多いため、いくつか事例を抜粋して説明させていただきます。なお、変更箇所の全容につきましては、5ページ以降の変更箇所一覧表及び



<p>三輪会長</p>	<p>7ページ以降の土地利用計画図の変更前後対照図でご確認できます。</p> <p>まず、①災害危険性のある区域の見直しによるものです。パワーポイントの右上に関連する資料のページ番号を記載しておりますので、適宜ご参照ください。まず、区域名称（藍-13-（2））で説明させていただきます。こちらが平成27年当時の指定状況となっております。オレンジ色の集落区域から、赤の斜線や黄色で塗られた災害危険性のある区域を除いた範囲を区域1と指定していました。しかし、現在、カーキ色でお示ししているとおり、土砂災害警戒区域が新たに追加されたことを受け、区域1の変更を行うものです。</p> <p>次に、区域名称（三田-3-（3）、三田-3-（4））で説明させていただきます。まず、こちらが平成27年当時の指定状況となっております。しかし、平成27年当時の茶色の斜線の災害危険区域が、現在のカーキ色で示している災害危険区域へと見直されたことを受け、区域1の変更を行うものです。</p> <p>次に、②集落地区整備計画の指定によるものです。これについては、区域名称（藍-1-（2））のみが該当いたします。まず、こちらが平成27年当時の指定状況となっております。</p> <p>しかし、赤色で囲んだ区域において、集落地区整備計画が都市計画決定されたことを受け、重複する箇所を除外し、区域1の変更を行うものです。</p> <p>最後に、③開発行為による見直しとなります。これについては、区域名称（本庄-3-（1））のみが該当いたします。まず、こちらが平成27年当時の指定状況となっております。</p> <p>しかし、赤色で囲んだ区域において、都市計画法に基づき、既存の区域1を含む農業区域で開発行為が実施されたことを受け、土地利用との整合を図るため、区域1の変更を行うものです。</p> <p>ただいま説明しました3ページ、4ページの内容を踏まえ、市全域において見直しを実施しております。</p> <p>次に、資料5ページ、6ページにおいては、変更箇所一覧を示しております。また、この表で記載のない区域については、今回は変更ございません。</p> <p>今回の見直しにより、集落区域については、区域数が3箇所増え、面積も約6.6haの増加となります。区域1につきましては、区域の追加や削除などがあり、最終的には、区域数が1箇所減り、面積も約6.9haの減となります。</p> <p>資料7ページ以降におきましては、変更箇所一覧表と対応した形で、変更前後対照図をお示ししております。こちらにつきましては、箇所数も多いため、説明は割愛させていただきますので、お時間あるときにご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で、土地利用計画図の変更案についての説明を終わりたいと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまの土地利用計画図変更案の説明について、ご意見、ご質問があれ</p>
-------------	--

事務局（藤白）	<p>ば、名前をおっしゃってからご発言いただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。資料2の1ページの市街化調整区域土地利用計画図は、今回の都市計画マスタープランの付図に位置づけられているとのことです。</p> <p>特に質問がないということでありましたら、次に行ってよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の意見聴取の審議に入っていきたいと思います。意見聴取、特定生産緑地の指定について、事務局よりご説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、意見聴取の「特定生産緑地の指定について」を説明させていただきます。三田市都市政策課の藤白と申します。資料は、お手元にあります右肩に「資料③、④」と書かれた資料となります。また、説明資料と同じものを前面スクリーン及びお手元の画面に表示しております。</p> <p>まず、資料④の3ページ上段をご覧ください。生産緑地に指定されると、30年の間、農地として保全する必要がでてくる代わりに、税制優遇を受けることができます。平成4年に生産緑地に指定されていた農地は、今年度、令和4年に生産緑地指定から30年が経過し、いつでも買取申出ができる状態になる農地が出てきます。そこで、生産緑地法第10条の2第1項にありますように、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定します。このとき、同生産緑地法第10条の2第3項に市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされています。</p> <p>次に3ページ下段をご覧ください。特定生産緑地（三田市）の指定（案）をお示しします。赤枠で囲っている箇所が、今回の変更箇所となっております。平成4年に生産緑地に指定された農地、前回審議会（令和4年4月25日）で特定生産緑地への指定の審議を諮った農地の面積（ha）と筆数、また、今回の審議会で審議を諮りたい農地の面積と筆数を参考にお示ししています。また、棒グラフには平成4年に指定された生産緑地を100%としたときの、特定生産緑地への指定意向の割合を示しています。これより、面積、筆数ともに8割以上の農地で特定生産緑地への指定意向があることが分かります。</p> <p>次に4ページ上段をご覧ください。3ページ下段の特定生産緑地計画書（案）のうち、今回の審議会でご審議いただきたい農地を表に示しています。</p> <p>次に4ページ下段になります。ここからは、資料③を用いてご説明いたします。資料③の3ページをご覧ください。位置図となります。今回の審議会では、図面番号2と図面番号6-2の位置にある農地を新たに特定生産緑地への指定するために、ご審議いただきたいです。</p> <p>資料③の4ページをご覧ください。図面番号2です。ピンクで色塗りしている農地が生産緑地番号 三田-8 と 三田-12 で新たに特定生産緑地への指定の要件が整った農地です。</p> <p>資料③の5ページをご覧ください。図面番号6-2です。こちらも同様にピンクで色</p>
---------	---

	<p>塗りしている農地が生産緑地番号 三輪-1 で新たに特定生産緑地への指定の要件が整った農地です。</p> <p>資料④に戻ります。今年度、令和4年度のスケジュールについてご説明いたします。6ページ上段をご覧ください。これまで、令和4年4月25日の令和4年度第1回都市計画審議会で、要件を満たしていた農地について意見聴取を行い、令和4年5月9日に特定生産緑地指定の告示、5月18日付けで農地利害関係人の方に通知文を送付しております。そして本日8月16日に、前回の審議会の後、指定要件を満たした農地について、特定生産緑地への指定のご審議いただいているところです。</p> <p>今後の予定としては、今回の審議会で「特定生産緑地の指定に係る意見なし」となれば、特定生産緑地へ指定の告示、また農地利害関係人への通知を9月に予定しています。そして、10月6日に申し出基準日を迎え、法的効力が生じることになります。</p> <p>しかし、ここで、今回の審議会から申し出基準日まで2か月弱の期間があり、これまでに指定した特定生産緑地から変更点の発生が考えられます。</p> <p>6ページ下段をご覧ください。申出基準日までの変更について、ということで本日から申し出基準日までも変更が生じる可能性があります。考えられる変更としては、新たに指定意向がでてくることや、農地利害関係人の変更（土地所有者が亡くなり、相続が発生した場合）などが考えられます。特定生産緑地へ指定するためには、申し出基準日以前に手続きする必要があります。そうなると、次回審議会で審議すると期日に間に合わなくなってしまいます。特定生産緑地への指定変更などについて審議するために審議会を開催するのは難しいため、会長には協議したうえで、次回の審議会での報告とさせていただきたいと考えております。</p> <p>以上をもって、特定生産緑地の指定に係る意見聴取についての説明を終わりたいと思います。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>北原委員</p>	<p>市街化区域内の農地の扱いはこの数年で、積極的に保全していくものとして扱いが変わったかと思います。その流れをうけて生産緑地の扱いも変化してきているものと認識しています。</p> <p>審議に諮られている農地を特定生産緑地に指定することに意義はないのですが、法律でも保全していくものに位置付けられていることもあり、申請ができたものをそのまま指定しているのが現状かと思いますが、市として市街化区域内の農地をどう扱うお考えか教えていただきたいです。</p>
<p>事務局（中東）</p>	<p>特定生産緑地の指定要件は生産緑地法に定められており、要件の1つに農地として管理されていること、というものがあります。この要件については、農業委員会と連携し、全箇所現地確認したうえで、農地として管理されていることを確認し、特定生産緑地に指定しています。</p>

三輪会長	<p>市街化区域内の農地があるべきもの、と考え方が変化したことを受け、三田市でも平成31年度より生産緑地の追加指定を受け付けています。そうすることで、三田市においても、市街化区域内の農地を保全するよう取り組んでいます。</p>
三輪会長	<p>北原委員は、土地利用計画図の中にどう盛り込むのかといった、市としての市街化区域内の農地の基本的な方針が知りたいのだと思うのですが、そのあたりについてはいかがですか。個別の農地については農地利害関係人の意志を尊重するものと思いますので、全体を通しての考え方というのは難しいかもしれませんが、いかがですか。</p>
事務局（榎本）	<p>三田市の都市計画部局としては、保全する農地の計画図は現在のところ作成していません。市の農村部局には、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて農業の振興を図る農地として農振農用地を定めています。</p>
三輪会長	<p>今後、検討すべきことかもしれません。よろしいでしょうか。ほかにご意見ございますでしょうか。特にございませんようでしたら、これについては意見を求められておりますので、個々の特定生産緑地の指定については、審議会としては異議なしということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">「なし」の声</p> <p>異議はないとのことなので、本件につきましては、意見なしということで、今後の手続を進めていただきたいと思います。引き続きまして、連絡事項に進みたいと思います。それでは、事務局より連絡事項などありますか。</p> <p style="text-align: center;">—閉会—</p>